

【大阪府堺市】

(行政区コード：271403)

推奨される重点パッケージ

重点パッケージ	高齢者 生活困窮者 勤務・経営
---------	-----------------------

変更なし

- ・「推奨される重点パッケージ」は下記「地域の自殺の特徴」の上位3区分の自殺者の特性と「背景にある主な自殺の危機経路」を参考に「子ども・若者」、「勤務・経営」、「生活困窮者」、「無職者・失業者」、「高齢者」の中から選定している。「ハイリスク地」や「自殺手段」と記載がある場合は、次頁の「地域の自殺の特性の評価」で当該指標が全国で上位10%以内(☆☆)であったことを示す。
- ・「推奨される重点パッケージ」は過去5年の合計に基づいており、集計年により異なる可能性がある。また、経年的な推移(過去5年の増加傾向等)は考慮していない。
- ・地域における優先的な課題となりうる施策について検討する際は、まず目安として「推奨される重点パッケージ」を確認いただき、その上で次頁の「地域の自殺の特性の評価」(人口10万人あたりの自殺死亡率等の数値の全国の市区町村中における相対的な高低をもとに評価している。)等、地域自殺実態プロフィールの他の詳細データ等を勘案していただきたい。

■地域の自殺の特徴

- ・大阪府堺市(住居地)の2015~2019年の自殺者数は合計621人(男性405人、女性216人)であった(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)より集計)。

地域の主な自殺者の特徴 (2015~2019年合計) [公表可能] <特別集計(自殺日・住居地)>

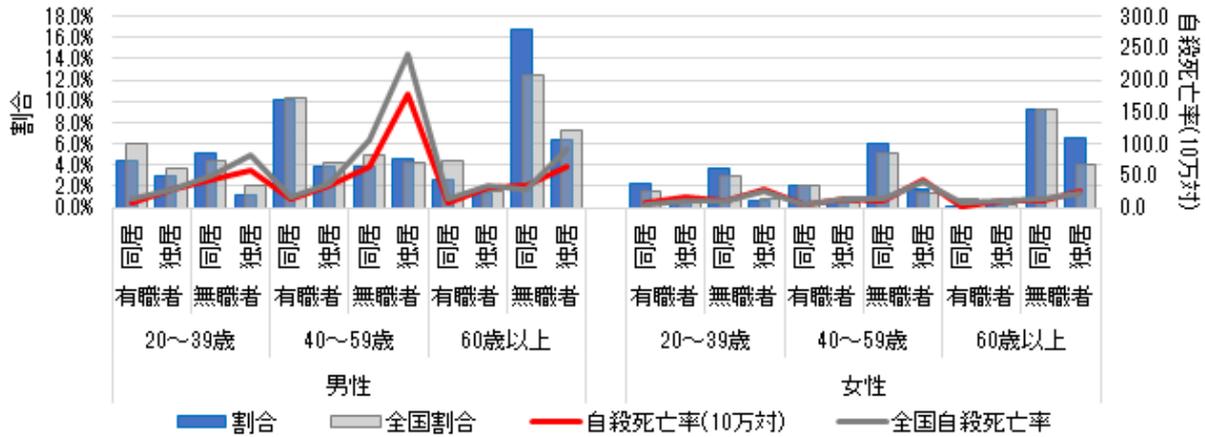
自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性60歳以上無職同居	104	16.7%	34.5	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:男性40~59歳有職同居	63	10.1%	15.0	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:女性60歳以上無職同居	58	9.3%	12.0	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位:女性60歳以上無職独居	41	6.6%	25.4	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位:男性60歳以上無職独居	40	6.4%	64.4	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺

資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省(自殺対策推進室)にて特別集計

- ・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。
- * 自殺死亡率の算出に用いた人口(母数)は、平成27年国勢調査を基にJSCPにて推計したもの。
- ** 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの(詳細は付表の参考表1参照)。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意いただきたい。

上位5区の順位は変更あり

地域の自殺の概要 (2015~2019 年合計) [公表可能] < 特別集計 (自殺日・住居地) >



(数表は付表 1、2 を参照)

資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省 (自殺対策推進室) にて特別集計

■地域の自殺の特性の評価 (2015~2019 年合計)

	指標値	ランク
総数*1)	14.7	-
男性*1)	20.0	-
女性*1)	9.9	-
20歳未満*1)	1.6	-
20歳代*1)	12.0	-
30歳代*1)	16.4	-
40歳代*1)	15.6	-
50歳代*1)	20.3	-
60歳代*1)	16.2	-
70歳代*1)	22.0	-
80歳以上*1)	23.6	-
若年者(20~39歳)*1)	14.4	-
高齢者(70歳以上)*1)	22.6	-
ハイリスク地*3)	96%/-22	-
勤務・経営*2)	12.7	-
無職者・失業者*2)	24.1	-
自殺手段*4)	36.4%	-

各項目のランク変更なし

*1) 地域における自殺の基礎資料に基づく自殺死亡率 (10 万対)。自殺者 1 人の増減でランクが変わる場合はランクに a をつけた。 *2) 特別集計に基づく 20~59 歳における自殺死亡率 (10 万対) (公表可能)。自殺者 1 人の増減でランクが変わる場合はランクに a をつけた。 *3) 地域における自殺の基礎資料に基づく発見地÷住居地 (%) とその差 (人)。自殺者 (発見地) 1 人の減少でランクが変わる場合はランクに a をつけた。 *4) 地域における自殺の基礎資料または特別集計に基づく首つり以外の自殺者の割合 (%)。首つり以外で多いと高い。首つりと首つり以外の自殺者数が共に 5 以上であれば、公表可能 (地域における自殺の基礎資料から算出可能な場合の公表は差し支えない)。自殺手段関連資料 (p.7) 参照。
・指標値欄に「*」と表示されている場合は、指標を算出していないことを示す。

ランクの標章 (詳細は付表の参考表 2、3 参照)

ランク	
★★★/☆☆	上位 10%以内
★★/☆	上位 10~20%
★	上位 20~40%
-	その他
**	評価せず

※ 全国の市区町村における当該指標値に基づく順位を評価した。